

(設置)

第 1 条 東御市における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条第 1 項に規定する障害者及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 4 条第 2 項に規定する障害児(以下「障害(児)者」という。)の相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉のシステムづくりに関する協議を行うため、東御市障害者総合支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域相談支援体制の整備に関する事。
- (2) 地域生活支援体制の整備に関する事。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する事。
- (4) 障害福祉計画、障害者計画等の策定、進捗管理に関する事。
- (5) その他地域の障害福祉に関する事。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体
- (2) 社会福祉事業者
- (3) 社会福祉活動者
- (4) 医療関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 雇用、就労関係者
- (7) 障害(児)者及びその家族
- (8) 学識経験者
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議へ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項を審査協議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期については、第4条の規定に関わらず、委嘱した日から平成22年3月31日までとする。

附 則(平成21年3月27日告示第31号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日告示第11号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月11日告示第14号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月27日告示第39号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。